

(案)

第4期

湧水町教育振興基本計画

令和 8 年度～令和 12 年度



夢や希望を実現し ともに未来を創る
湧水の人づくり

令和 8 年 月

湧水町教育委員会

目 次

はじめに	3
第1章 計画策定の基本		
1 計画策定の背景と趣旨	4
2 計画の位置付けと期間	4
第2章 湧水町の教育の現状と課題		
1 学校教育について		
(1) 豊かな心と健やかな体を育む教育推進	6
(2) 能力を伸ばし自立する力を育む教育の推進	9
(3) 信頼される学校づくりの推進	14
2 社会教育について		
(1) 地域ぐるみで子供を育てる環境づくりの推進	17
(2) 生涯学習・スポーツ・文化の振興	19
第3章 教育振興計画 ~今後5年間の施策~		
1 教育行政推進の考え方	23
2 湧水町の教育の基本目標	25
3 湧水町の教育の基本構想	27
4 視点に沿った重点施策<図表>	28
5 具体的な施策の展開		
(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進		
① 生徒指導の充実	29
② 心の教育の充実(読書活動、道徳教育、人権教育)	30
③ 体力・運動能力の向上	31
④ 食育の推進	32
⑤ 健康教育の充実	33
(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進		
① 確かな学力の育成	33
② 特別支援教育の推進	35
③ 情報教育の推進	36
④ キャリア教育の推進	37
⑤ 郷土教育の充実	38
⑥ 幼児教育の充実	39

(3) 信頼され、地域とともににある学校づくりの推進	
① 地域とともにある学校づくり	39
② 学校運営の充実	40
③ 学校における働き方改革の推進	41
④ 小規模校教育の振興	42
⑤ 教職員の資質向上	43
⑥ 安心・安全な学校づくり	43
⑦ 教育環境の設備・充実	44
(4) 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	
① 地域を支える次世代の人づくり	45
② 地域ぐるみでの安心・安全な環境づくり	46
③ 家庭教育支援の充実	47
④ 公民館活動の充実	48
(5) 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
① 生涯学習環境の充実	48
② 生涯スポーツの推進	49
③ 競技スポーツの推進	50
④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実	50
⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用	51
⑥ 文化財の保存・活用	51
⑦ くりの図書館の充実	52

第4章 計画の進行管理と改善

1 計画の推進に向けて	54
2 内部評価による進行管理	54
3 外部評価による進行管理	54
用語の定義	55

はじめに

我が国は、社会の課題として少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の問題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化など、継続的に掲げられてきています。また、AI、ビックデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

教育に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。このような中、本県においては、確かな学力の定着、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実、県立高校の活性化、学校における働き方改革、教職員の確保と資質向上、AI、IoTなどの技術革新に対応した教育、家計における教育費負担の軽減など、取り組むべき課題が多くあります。

国は令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しました。また本県においても県の計画の最終年度を迎えることから、社会情勢の変化に対応するとともに、国の新たな教育振興基本計画の内容を参照し、かごしま未来創造ビジョン（改訂版）や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえて、令和6年度からの第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

湧水町教育委員会では、令和3年3月に「湧水町教育振興基本計画」（令和3年度から5年間）を策定し、その計画に基づき、総合的かつ計画的に取り組みを進めてきたところです。令和7年度末で計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の各施策実施状況の成果や課題を踏まえ、幼児教育や学校教育の充実、生涯学習やスポーツの推進等の社会教育の充実について、今後5年間の本町教育施策の方向性を示すために計画を策定し、着実な推進に努めてまいります。

令和8年 月

湧水町教育委員会

第1章 計画策定の基本

1 計画策定の背景と趣旨

本町教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成20年11月に平成21年度から平成27年度までの7年間を計画期間とする「第1期湧水町教育振興基本計画」を策定し、見直しを行いながら現在まで計画を推進してきました。

国は、令和5年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定し、これを踏まえ鹿児島県は、令和6年2月に第4期教育振興基本計画を策定し、その実現に向けて、令和6年度からの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示しています。

本町教育委員会では、国及び県の第4期教育振興基本計画を参照し、第3期湧水町総合計画を踏まえ、第4期湧水町教育振興基本計画（以下「第4期計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付けと期間

第4期計画は、国及び県が示す教育振興基本計画を参照したうえで、湧水町の実情に応じて、本町における教育の振興のための施策に関して基本的な計画を定めるものです。

また、第4期計画は、10年間の基本的な施策を定める「湧水町総合計画」における教育に関する分野別計画としても位置付けています。

さらに、教育委員会制度改革の中で、平成27年度から首長が主催する総合教育会議を開催し、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「大綱」）を策定することが定められましたが、本教育振興基本計画は、「大綱」の基礎となる計画と位置付けられます。

第4期計画の期間は、「湧水町教育大綱」と連動することを基本とし、令和8年度から令和12年度（5年間）としますが、今後の社会情勢の変化等に対応するため隨時見直しを行うものです。

第4期教育振興基本計画（国）

↑ 参照

参照

第4期教育振興基本計画（県）

↑ 参照

第4期湧水町教育振興基本計画

整合性

第3次湧水町総合計画

第2章 湧水町の教育の現状と課題

1 学校教育について

(1) 豊かな心と健やかな体を育む教育推進

① 生徒指導の充実

【 現状 】

集団生活を通して、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つように、その成長・発達を促したり、支えたりする意図で社会性の育成と社会に受け入れられる自己実現をめざした意図的・計画的な生徒指導の充実をめざし、「魅力ある学校づくり」に努めてきました。

特にいじめについては、「子供であっても大人であっても絶対許されるものではない」という毅然とした態度で、「いつでも・どこでも・だれにでも起こりうる」という危機感を持って対応し、積極的ないじめの認知と未然防止に努めました。

また不登校については、不登校になる要因は様々であることをしっかりと教職員や保護者が理解して早期発見や早期対応に努め、学校・家庭・地域及び関係機関との緊密な連携を図り、地域社会の教育力を生かした総合的な対策を推進し、一定の成果を挙げてきました。

※ 町内全学校に「いじめ・不登校等防止チーム会議」（令和4年6月～）

※ 「いじめ防止啓発強調月間（9月）」の取組（令和4年9月～）

【 課題 】

- 人権教育や特別支援教育等の視点から、児童生徒一人一人に寄り添い、個々の良さに気づき、可能性を伸ばすことのできる教職員としての資質・能力の向上（発達支援的生徒指導の充実）
- 児童生徒理解に基づく積極的な生徒指導を推進するため「チーム学校」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を密にした組織的な生徒指導体制の構築（不登校児童生徒及び保護者への対応含む。）
- 情報活用能力の向上と関係づけた豊かなコミュニケーション能力の育成及び情報モラル教育等の今日的課題への対応
- P T A組織、学校運営協議会、地域学校協働活動をはじめとする地域ぐるみの生徒指導体制の取組

② 心の教育の充実（読書活動、道徳教育、人権教育）

【現状】

・読書活動

「町子ども読書活動推進計画」に基づき、幼児期の読み聞かせに始まる読書への導入から、主体的な「読み」を伴う読書へと学校・家庭では積極的に読書活動を推進してきました。

また、親子読書や学校での朝読書を通して児童生徒の読書習慣を確立し、楽しみながら読書活動に取り組み、「豊かな心」の醸成に努めてきました。

・道徳教育

全教育活動を通した道徳教育において、道徳の時間を要とした「心豊かな児童生徒」の育成に努めました。各学校では、児童生徒の実態に即して全体計画・年間指導計画を適宜見直し、「考え、議論する」質の高い授業への転換をめざした指導方法の改善に努め、家庭や地域との連携を図りながら道徳的実践力の育成に取り組んできました。

また、体験活動や地域人材等を活用した道徳指導を通して、児童生徒が自己を見つめ、お互いの考えを交流しながら道徳的価値の深化・補充・統合を図る指導が充実してきました。

・人権教育

人権尊重の理念「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」に基づいた学校づくり及び全教育活動を通して、各学校の実態や児童生徒の発達段階に即した人権教育を推進してきました。

また、人権同和問題に対する正しい認識と理解を深め、人権教育に関する研修の充実を図る具体的な指導目標の明確化と人権同和教育の視点に立った授業の充実に努めました。さらに、講師等を招聘した校内研修及び講演会の実施、学習会や指導資料等の活用を通して、教職員の資質向上を図ってきました。

【課題】

- 生涯にわたって主体的な「読み」ができる本好きな児童生徒の育成
- 朝読書、校内読書週間、毎月 23 日の読書の日、親子読書等を通した読書指導の充実
- 各学校の実態を踏まえた道徳教育、年間指導計画等の作成、実施と「考え、議論する道徳科」授業の評価の在り方についての研修の充実
- 小・中 9 年間を見通した意図的・計画的な人権同和教育の指導と評価（発達段階を踏まえた指導の在り方）
- 学校・家庭・地域の連携による人権同和教育の推進及び正しい知識と理解のための研修の充実
- インターネット等による人権侵害の未然防止を図る対応

- いじめ・不登校等の問題や性的マイノリティへの対応等、学校、家庭、地域が一体となり、児童生徒の人権に関する様々な課題解決に資するための自尊感情の育成や人間関係づくり等の取組

③ 体力・運動能力の向上

【 現状 】

体力向上全体計画・年間計画を作成し、計画に沿った取組を促すとともに、チャレンジランキング「みんなでチャレンジ 遊・友・湧水島」を実施し、児童生徒が楽しみながら目標を持って運動やスポーツに積極的に取り組み、「運動習慣」を身に付ける環境を整備しました。

【 課題 】

- 学習指導要領の趣旨に基づいた教科体育の授業づくり
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を生かした体力つくり（学校の実態に即した目標の設定及び運動時間の確保）
- 体力・運動能力、運動習慣の二極化に対する指導方法の在り方

④ 食育の推進

【 現状 】

食に関する指導の全体計画や年間計画を作成し、意図的・計画的に推進するよう指導してきました。その結果、吉松幼稚園、全小・中学校で栄養教諭と連携したTT（チーム・ティーチング）指導等や、食物アレルギーや肥満、偏食等の食に関する個別指導に取り組んでいます。

学校給食を通して、児童生徒は、食事の喜びや重要性、望ましい栄養や食事の摂り方の大切さ、感謝の心や社会性などを身に付けてきています。また、地場産物を活用した学校給食の推進が図られており、献立カレンダー等により、家庭における食育への関心も高まっています。

また、食材や光熱水費の高騰の影響により、保護者の負担軽減に繋がるよう、令和6年1月から園児・児童生徒の給食費の無償化を実施しています。

【 課題 】

- 食に関する年間指導計画の見直しを行い、教育課程に位置づけた栄養教諭と連携を図るTT（チーム・ティーチング）指導の工夫（食事の重要性、望ましい栄養や食事の摂り方、食品の安全、食物の生産等に関わる人々への感謝の心、望ましい食生活、地域の産物、食文化等）
- 食生活の乱れ（偏った栄養摂取、朝食の欠食等）による生活習慣の防止についての指導

- 家庭や地域へ望ましい食習慣に関する啓発や情報発信
- 食物アレルギーや肥満、偏食等の個別課題に対する相談等の充実

⑤ 健康教育の推進

【 現状 】

各学校では、学校保健計画に基づき、保健体育や健康管理、学校保健委員会等の組織活動を充実させるとともに、児童生徒が抱える現代的な健康課題（生活習慣の乱れ、アレルギー疾患等）への適切な対応、日頃からの感染症予防対策などに努めています。

また、町学校保健会や学校医等の関係機関と連携して、学校検診における成長曲線の積極的な活用や小学校でのフッ化物洗口を継続的に実施しています。

さらに、時代の変化に伴う児童生徒の健康問題、性に関する指導、情報モラルの指導、薬物乱用防止、生活習慣病の予防、メンタルヘルスの適切な対応に努めています。

【 課題 】

- 学校医等の参加による学校保健委員会の活性化
- 心身の健康を保持増進するため、学習指導要領に基づき、複雑化・多様化する健康課題に対応した学校保健の充実
- 感染症等の状況を把握するために、学校欠席者情報収集システムの定期的な入力と効果的運用の充実
- 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けた学校、家庭、地域、関係機関等との連携の強化
- 歯肉に炎症所見を有する児童生徒の割合も高いことから、中学校までフッ化物洗口の実施を検討

(2) 能力を伸ばし自立する力を育む教育の推進

① 確かな学力の定着

【 現状 】

各学校では、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、①知識及び技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で整理された資質・能力を育むことで確かな学力の定着を図る指導方法の工夫改善、学習環境の整備、家庭教育との連携等に努めてきました。

さらに、学校教育における質の高い学びと「確かな学力」の定着が図られるようＩＣＴ等を有効に活用しながら推進しています。

【課題】

- 確かな指導力を持った教職員の育成
- 児童生徒に学習規律、学習習慣を身に付けさせ、意欲をもって学べる学級経営の充実
- 児童生徒が学習の主体であることを自覚し、目的意識をもって学び、自己の学び方を調整し、客観的に振り返ることで学習の質を高める「学習者主体の授業」の実現
- 「主体的・対話的で深い学び」につながる授業改善の推進及び教師の指導力向上をめざした研修の充実
- 英語教育、道徳教育、教育の情報化（ＩＣＴ活用・ＣＢＴ対応）等、今日的課題への取組

② 特別支援教育の推進

【現状】

幼稚園・各学校では、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を早期から支援するという視点から、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援に努めてきました。

多様な学びの場において、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成するために、各学校における校内委員会等の更なる機能化を図るとともに、全教職員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上を図る必要があります。

また、就学や進学の移行期において、「移行支援シート」や「個別の教育支援計画」を活用し、適切な就学相談・支援が充実しています。

町では、教育相談員、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー等の配置も行っています。

【課題】

- 幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と切れ目ない支援のための「移行支援シート」等の活用の工夫
- 各関係機関と連携し、医療・福祉、教育との連続性を重視した適切な就学相談・支援の充実
- 特別支援教育推進に係る家庭や地域の理解啓発を含めた教育環境の整備
- 特別支援教育の視点（ユニバーサルデザイン、合理的配慮等）からの指導方法工夫改善と教師の指導力向上
- 医療的ケア児の安心・安全な受入れ体制の整備

③ 情報教育の推進

【 現状 】

情報教育は、児童生徒に情報活用能力の育成を図るものであり、①情報活用の実践力、②情報の科学的な理解、③情報社会に参画する態度の三つの観点に整理されています。

G I G Aスクール構想のスタートに合わせて、1人1台タブレット端末と通信ネットワーク環境を整備しました。この環境のもと、各小中学校では、教育活動の様々な場面でタブレット端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めています。

また、コミュニケーションツールであるICT機器を積極的・継続的に活用することで、児童生徒一人一人の実態に応じたコミュニケーション能力を育成するための指導法の工夫改善に取り組み、教育活動のあらゆる場面で思考力・判断力・表現力を育成しています。

これからも更なるICT機器の整備・様々な用途への利活用、ネット依存や睡眠時間、視力等に係る問題、著作権の問題、外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪等において被害者にも加害者にもならないための児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の育成を図る必要があります。

【 課題 】

- 教育活動における適切な情報化の推進（授業でのICT利活用）
- 情報活用リテラシーを高める教職員の指導力向上研修とプログラミング教育に係る研修の充実
- ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上
- 学校の状況に合わせたICT支援員の効果的な活用
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への継続的な指導とフィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発
- タブレット端末の修繕台数の増加と定期的な更新

④ キャリア教育の推進

【 現状 】

児童生徒が、将来の夢や目標に向かって、職業や生き方を考え、自分の将来を設計することは、社会人・職業人として自立していくうえで、大変重要なことであり、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を推進することが必要です。

特に中学校では、職業観・勤労観の育成を目指し、進路指導と関係づけた職場体験学習等を通して、社会人として自立した人材を育てる指導に力を入れており、さらに事前・事後の指導を充実させ、主体的な進路選択態度を培ってい

く必要があります。

【課題】

- 主体的な進路選択ができるようなキャリア教育推進計画の作成及び指導の充実（キャリア・パスポートの活用）
- 適切な進路情報の提供と主体的な進路選択ができるようなキャリア育成の教育的環境整備
- 職場体験学習や企業訪問・見学、出前授業等の機会を設定し、事前・事後の学習の充実
- 地域学校協働活動を活性化させ、家庭・地域と連携した夢や希望をもたせ、働くことの意義を理解させる勤労意欲を高める活動の充実

⑤郷土教育の充実

【現状】

各学校では、地域の自然、施設、文化財、伝統行事・芸能や人材等を活用した様々な活動を行ってきました。そこで児童生徒が郷土への理解を深め、地域の豊かな自然や伝統文化とのふれあいを通して郷土で学び、郷土を理解し、更に郷土へ主体的に関わる意欲や態度を育成してきました。

特に運動会や体育大会も含め、地域の伝統芸能や季節行事に多くの児童生徒が参加し、積極的に郷土で活動する喜びを実感している姿が見られます。

【課題】

- 郷土教育全体計画及び郷土資料等の活用を盛り込んだ年間指導計画の作成と活用（小学校社会科副読本「のびゆく湧水町」を活用した学習の充実）
- 地域学校協働活動の活性化、地域関係団体との連携を図った人材活用
- 教員の郷土素材を生かした学習指導展開に寄与する研修の充実
- 地域素材を生かした指導計画作成と活用
- 「ふるさと学寮」等郷土素材、郷土の人材を活用した事業内容の工夫改善

⑥幼児教育の充実

【現状】

本町には、吉松幼稚園（1園）があります。合併20年を経過し、園児数が平成17年度の55名に比べ、令和7年度は5名で50名（90.9%）減少するなど、園児の減少が顕著であり、今後においてもこの傾向は続くと思われます。

吉松幼稚園では、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、指導内容の5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）のバランスに配慮した保育の充実に努めています。

特に、園児の規範意識や思いやる心を育てる道徳教育、小学校との円滑な接続に配慮した保育活動の推進を図ることが求められています。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、認定こども園など多様な幼児教育環境を選択しやすくなったことや、共働き世帯の増加により、ライフスタイルが変化し、保育園や認定こども園のニーズが高まったことなどから、公立幼稚園が選択されにくい状況になっています。

したがって、保護者の幼稚園教育への期待やニーズに応えるために、継続的な3年保育と送迎バスの運営、特色ある活動の実施、特別な支援を必要とする幼児の対応とインクルーシブ教育の推進を図る必要があります。

(令和6年4月から医療的ケア児1名を受入)

また少子化や女性の社会進出が進む中で、保育時間の短い幼稚園の入園希望者が減少する傾向にあり、保護者のニーズを把握しながら子育て支援について検討する必要があります。

さらに魅力ある保育活動をするための施設設備等の充実に努め、登園したくなるような園の環境整備を図る必要があります。

【課題】

- 基本的な生活習慣や、規範意識、努力する態度や他の人を思いやる心の育成
- 小学校教育との円滑な接続
- 幼児と児童の交流、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携した「湧水町幼・保・こ・小連携研修会」等の充実
- 安心・安全な教育環境の整備・充実
- 園児数が減少する中、集団行動の経験不足や交友関係の固定化などを補う幼稚園教育の充実
- 医療的ケア児が安心して登園できる環境の整備と活動の支援
- スクールバスの運行と維持管理

(3) 信頼される学校づくりの推進

① 地域とともにある学校づくり

【 現状 】

学校、保護者、地域住民等が一体となった取組により、学校を核とした地域づくりを推進し、児童生徒の学びの場を学校から地域社会に広げ、次の世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが重要です。

そのために、学校運営協議会などの活動において、研修や情報交換の場を計画的に設定し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、持続可能な取組していく必要があります。各学校では、ホームページや学校だより等で学校の様子を定期的に発信しています。

また、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動を向上させ、家庭・地域と連携して、郷土の伝統文化を享受し、地域の特徴的な芸術活動に取り組んでいます。

さらに、地域の人々に学校の教育活動や園児や児童生徒の様子を広く知ってもらうよう「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」を推進しています。

【 課題 】

- 学校と地域社会との充実した連携の在り方
- 学校の魅力向上と特色ある学校づくりの在り方
- 多様な教育機会と人材の育成

② 学校運営の充実

【 現状 】

管理職の資質向上を図るために、管理職研修会や教務主任等研修会等を実施しています。

「令和の日本型学校教育」の実現に向け、必要な教員を確保するとともに、適切な配置に努めています。

各学校において、学校と地域住民が連携・協働することで、学校運営協議会や地域学校協働活動を一体的に推進することが求められています。

【 課題 】

- 学校訪問の機会を生かした指導と改善の見届け
- 学校運営協議会や学校評価の機能を生かした学校運営の一層の改善・充実
- 管理職研修会や教務主任等研修会等の充実
- 教員業務支援員やスクールソーシャルワーカーなどの配置の促進

③ 学校における働き方改革の推進

【 現状 】

校務支援システムの導入により、出席者管理、提出書類の共通化、ペーパーレス化、指導要領、学習評価の電子化等による業務の効率化を図ることで、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保することができるよう努めています。

このような取り組みの中で、教職員の身体的負担や仕事の質的負担、時間外在校等時間は改善傾向にあるものの、依然として時間外勤務が続いている教職員も一定数あります。

これからも教職員が本来担うべき業務に専念できるよう、働き方改革の取り組みを更に推進していく必要があります。

【 課題 】

- 校務支援システムの定期的な保守と改修
- 授業等で活用できる資料等のポータルサイトへの登録など、校務DXの推進
- 教員業務支援員やICT支援員の活用など、支援スタッフの拡充

④ 小規模校教育の振興

【 現状 】

小学校5校のうち、3校が複式学級を有しており、小規模校のよさを生かしながら教育方法の改善を図り、学力の向上と児童生徒の個性伸長に努めています。

また、校内研修を充実するとともに教職員の研修の機会を拡充し、指導力の向上に努めています。

複式・少人数学級の学級経営の充実に努め、異年齢集団活動や他校との交流学習等を推進し、児童の自主性や表現力の育成を図っています。

【 課題 】

- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方に係る教職員の指導力の向上
- 小規模校が合同で取り組む教育活動の推進
- 複式授業改善に生きるICTの活用
- 「山村留学制度」や「特認校制度」を生かした児童数の確保

⑤ 教職員の資質向上

【 現状 】

教職員の資質向上を図るために、初任校研修や経験年次別研修、教務主任等

研修、管理職研修など、各段階での研修の充実に取り組んでいます。

また、指導主事を中心に各学校の校内研修の支援・指導を行い、研修の充実を図っています。

学校職員の服務規律の厳正確保については、学校職員一人一人が教育に携わる者としての自覚を堅持できるよう指導と研修の充実に努めています。

【課題】

- 主体的に学び続ける教職員を育成するため、課題に応じた研修の充実
- 経験年数など各段階での研修の充実
- 教科等部会の計画的な実施と充実
- 服務規律の厳正確保における適宜適切な指導の徹底

⑥ 安心・安全な学校づくり

【現状】

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、児童生徒の安全を見守る取組を推進しています。登下校の安全確保については、「湧水町通学路交通安全プログラム」の下、充実を図り、遠距離通学者の安全確保のため、スクールバスを運行し、通学支援を行っています。

また、年に一度は教育委員会と学校等による危機管理講習会を開催し、学校の危機管理・安全対策の充実と学校安全計画の改善を図りながら、職員一体となった安全教育を推進しています。

【課題】

- 各学校で作成している安全マップや危機管理マニュアルの効果的な活用や見直し
- 児童生徒に対し、様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断を行い、臨機応変に行動できるための体制づくり
- 「湧水町通学路交通安全プログラム」の継続実施と見直し
- スクールバスの継続的運行

⑦ 教育環境の設備・充実

【現状】

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安心・安全を確保することが重要です。

本町の学校施設の建物構造体の耐震化は令和7年4月1日現在、100%であり

施設の安全性は確保できています。

各学校では、様々な災害を想定し、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練等も実施しています。

【課題】

- 社会状況の変化と多様な学習活動に対応できる教育環境の整備
- 児童生徒の体力向上や健康増進、安心・安全を確保するための教育環境の整備
- 鉄筋コンクリート建築物の耐用年数とされる建築後47年以上経過した建物が9棟あり、30年以上経過した建物が18棟あることから、建物の長寿命化などの対策及び法令に基づく安全点検等による施設の安全確保

2 社会教育について

(1) 地域ぐるみで子供を育てる環境づくりの推進

① 「地域ぐるみ」での子供の育成

【現状】

地域の中で大人や異年齢の子供が交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域等で交流ができる活動やイベントを実施し、また参加することにより、心豊かな青少年の育成を図るため「ひとん子も我が子運動」の精神を推進しています。

【課題】

- 地域における子ども会の存続に向けた支援・活動の充実
- 社会教育関係団体の育成・支援
- 地域の伝統や風土を生かした研修会の実施と育成者の支援

② 安心・安全な環境づくり

【現状】

地域、PTA、警察をはじめとする関係機関等と緊密な連携を図り「ひと声添えたあいさつ運動」の実施。また安心・安全な環境づくりのため青色パトロール車による「愛の安全パトロール」を推進しています。

【課題】

- 学校、地区公民館及び青少年関係機関・団体等との連携・充実

③ 家庭の教育力の向上

【 現状 】

家庭教育に関する支援の拡充を図るため、学校・家庭・地域や関係機関等相互の連携を図っています。

また、町内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の7校5園で家庭教育学級連絡会を組織して、それぞれの学校等の実情や問題点について出し合う情報交換の場の提供、学校保健会と家庭教育学級の合同講演会を開催しています。

さらに、児童生徒の学習意欲を高め、学習習慣を養う環境を支援するために家庭学習支援事業を実施しています。(小学校3年生～中学校3年生までが対象で、2教室(栗野・吉松)、2名の外部講師で実施しています。)

【 課題 】

- 家庭教育の今日的な課題を的確につかみ、家庭教育に関する学習機会の充実及び家庭教育学級の支援
- 家庭教育学級連絡会の充実
- 家庭学習支援事業への参加者募集の拡充

④ 公民館活動の充実

【 現状 】

栗野・吉松中央公民館において、町民の教養の向上・健康増進・生活文化の向上等を目的に公民館学級を開設しています。具体的には、学級生の学習意欲の向上を図るために、展示室等を活用した定期的な作品展示に取り組むほか、広報「ゆうすい」を活用して、公民館学級の内容を広く町民へ周知し、公民館学級の拡充に取り組んでいます。

【 課題 】

- 新規の主催学級の開設
- 若い世代も受講できる学級・講座の内容を検討
- 実のある公民館学級の開設の工夫
- 学級生の高齢化に伴う学級及び受講者の減少
- 公民館学級の学習成果が地域社会に生かされる場の創出

(2) 生涯学習・スポーツ・文化の振興

① 生涯学習環境の充実

【 現状 】

住民の学習意欲に応じて学習できるよう、栗野・吉松中央公民館を拠点として、関係機関・団体との連携を図り、全町的な生涯学習の推進に努めています。

また、指導者の養成に努め、人材の把握と積極的活用に努めています。

【 課題 】

- 住民の学習意欲の把握と多様化する学習機会の提供
- 学習成果の評価と活用が地域社会に生かされる場の整備
- 拠点施設の老朽化に伴う栗野・吉松中央公民館の整備

② 生涯スポーツの推進

【 現状 】

生活様式やライフスタイル等が変化する中、町民の健康づくりや体力増進の意識が高く、高齢者によるグラウンド・ゴルフなど、日常生活におけるスポーツ活動は定着しています。

また、地区公民館や関係団体との連携のもと、町民スポーツ大会の開催、ニュースポーツの推進を図りながら、住民相互の親睦・交流が図られています。

【 課題 】

- 気軽に家族や地域ぐるみで親しめるコミュニティスポーツ（ニュースポーツ、レクリエーション）活動の普及
- 町民のニーズに応じた、各スポーツ等の指導者育成及び普及
- 青少年がスポーツ活動に親しむ環境づくり
- スポーツ等の日常化を推進し社会体育施設等の活用促進
- 本町の自然豊かな地域資源を活用した健康づくりと交流人口の増加を図るためのスポーツイベントの開催

③ 競技スポーツの推進

【 現状 】

町スポーツ協会やスポーツ少年団等と連携を深め、自主大会の実施や指導者講習会等の参加など、青少年の育成はもとより、指導者及び団体の育成、支援に努めています。

また、姶良地区スポーツ大会、県民スポーツ大会及び県下一周駅伝競走大会や地区対抗女子駅伝競走大会への選手派遣など、競技スポーツの育成を図っています。

湧水町カヌー競技会場で九州地区大会開催や、県内外の関係者の練習会場として利用促進を図っています。

【課題】

- スポーツ活動に親しむ環境づくりや競技力向上に伴う指導体制の充実
- 選手及び来場者が安心して利用できる施設の整備
- 本町におけるカヌー競技の普及促進
- 令和9年度宮崎国民スポーツ大会の協力体制

④ 文化芸術活動の促進

【現状】

町内では、文化協会加入団体の文化活動をはじめ、子供から高齢者まで各段階において、多岐にわたる文化・芸術活動が展開されています。町では、これらの活動を発表する機会として秋まつり文化祭を開催しているほか、文化協会による舞台芸能祭等が開催されています。

また、本町には野外美術館「霧島アートの森」があり、世界的に有名なアーティストの芸術作品が多数常設展示されており、学校・地域などの鑑賞及び芸術学習の場として活用されています。

【課題】

- 町民主体の文化協会組織への参加者の拡充・支援
- 子供や地域の方々の芸術鑑賞機会の拡充
- 霧島アートの森と連携した芸術家等との文化交流促進
- 地域社会が支える児童生徒の文化活動支援の充実
- 優れた舞台芸能や芸術作品にふれる機会の拡充

⑤ 地域文化の継承・発展

【現状】

各地域には古くから伝わる郷土芸能があり、保存会もしくは地区公民館単位で継承されており、地域を束ねる大きな力となっています。しかし、指導者の高齢化や踊り手不足などの課題を抱え、継承が途絶えつつある現状で、学校と連携した継承活動に取り組む地域もあります。

また、歳時の行事など生活伝承文化も薄れつつあります。

【課題】

- 指導者等の高齢化や新規踊り手の確保など課題解決に向けた郷土芸能部会の機能充実
- 保存に必要な道具等の整備費用の支援
- 学校及び地区公民館等と連携した青少年に対する継承活動の支援

⑥ 文化財の保存・活用

【現状】

本町には、国指定天然記念物2件、県指定文化財6件、町指定文化財30件をはじめとする有形・無形の文化財のほか、先人の暮らしを支えてきた民俗資料が数多く残されています。

これらのものは、町文化財保護審議会や歴史研究会等により調査・研究が重ねられ、郷土誌をはじめとする多くの資料に記録され、また、郷土資料館に保管・展示されています。

今後も、あらゆる機会を通じて積極的活用を図りながら、ふるさとの財産として、次世代に保存・継承していくことが必要です。

【課題】

- 国指定天然記念物の適切な管理
- 国指定天然記念物の新たな活用計画の策定
- 文化財保存活用計画の策定
- 地域資源・観光資源としての活用と整備
- 新町郷土誌の編さん計画と編集者における人材確保

⑦ くりの図書館の充実

【現状】

住民に愛され活用される図書館を目指し、また住民の生涯学習の拠点となるように、図書館の資料や施設等の充実を図っています。そして各種の催しや学校等と連携した事業に取り組み、くりの図書館を通じた読書活動を推進しています。

また、住民一人当たりの貸出冊数は10冊を越えており、県内でも高い水準を示しています。住民の読書活動が日常生活に深く根付きつつあることを示すものであり、これまでの取組の成果として高く評価できます。

【課題】

- 図書館資料の充実
- 図書館サービスの向上

- 図書館機能の充実
- 読書活動の推進
- 利便性が高く、利用者にとって利用しやすい環境の整備（移動図書館の検討）
- 未利用者の方々への利用拡充

第3章 教育振興計画～今後5年間の施策～

1 教育行政推進の考え方

◆ 「まちづくりの基本方針【教育・文化の振興】」を踏まえる

本町総合計画では、基本構想の中で「人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち」の将来像をイメージし、教育・文化の振興のまちづくりの基本方針を「地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興」と定め、その実現に向けて次のような基本方向を示しています。

地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興

教育・文化の振興にあたっては、学校と地域・家庭の連携による地域一体となった教育の更なる推進が重要になることから、学校教育・生涯学習・文化活動について、各地域で主体的に取り組む環境づくりに努めます。

学校教育では、これまで目指してきた「教育の町」づくりを継続し、個に応じた教育を推進し基礎学力と生きる力を備えた時代を担う人材づくりに努めます。

また、少子化による児童生徒数の減少などに対応した学校教育の体制を検討します。

生涯学習では、既存の施設を有効に活用した多様な学習機会やスポーツに親しむ環境づくり等を通して、地域一体となった青少年の育成等を推進します。

文化活動では、地域特性を生かした文化活動の振興のため、芸術活動をより一層振興するとともに、文化財の保存・活用やふれあい交流の推進など、まちの一体感醸成のための施策を積極的に進めます。

◆ 社会の変化や児童生徒の状況を踏まえる

教育を取り巻く社会状況に目を向けると、人工知能（生成AI等）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた「Society 5.0（超スマート社会）」時代が到来しつつあり、また新型コロナウィルス感染症の感染拡大は、社会に甚大な影響を与えるなど、社会の在り方そのものがこれまでとは非連続と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつあります。

さらに学校には、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、不登校児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等に対して適切な支援を行うことが求められています。

また、いじめや児童虐待、ヤングケアラー、貧困を抱える児童生徒への対応など、子供が直面する課題に向けた対応は、多様化・複雑化しています。加え

て、GIGA スクール構想による一人一台端末環境が実現した中、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、デジタル技術とデータを活用した知見の共有が目指されるとともに新たな教育価値の創出が不可欠となっており、取り組むべき課題が多くあります。

このような時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

◆ 国の教育施策を踏まえる

令和4年12月、生徒指導に関する基本書とされる「生徒指導提要」が改訂されました。近年、児童生徒等を取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒等の自殺者数の増加傾向が続いていること、極めて憂慮すべき状況にあることを正しく認識する必要があります。生徒指導上の課題が深刻になる中、何よりも「自分の命も他人の命も大事にする」生命尊重の精神を大切にし、全ての児童生徒等にとって学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となることが重要です。

また、令和5年4月1日、「こども基本法」が施行され、次代の社会を担う全ての「こども」が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として「こども施策」を総合的に推進することを目的としています。

そして、これまで子供たちの知・徳・体を一体で育んできた「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させていく「令和の日本型学校教育」は、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」・「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていく必要があり、それに向けて、以下の六つの改革の方向性が示されました。

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践と I C Tとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

さらに、令和6年8月、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（中教審第251号）が取りまとめられました。この答申では、「全ての子どもたちへのよりよい教育の実現」に向けて、教職の魅力を向上させ、教師を取り巻く環境を整備するため、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の待遇改善を一体的・総合的に推進し、社会全体で学校や教師を支え、教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指すことが示されました。

以上のことから、本町教育委員会は「夢や希望を実現し、ともに未来を創る湧水の人づくり」を基本目標に据え、生涯にわたる自己実現と、これから町づくりに貢献できる主体的な人材育成を目指します。その達成のために、

「明・温・厳の教育の推進」を基本方針とし、「共に学び、自立する力と豊かでたくましい心身を育む教育」を展開するとともに、「人が輝き、心がふれあうふるさとづくり」を推進します。

具体的には、「確かな学力」「自立する力」「郷土愛」の育成を重視して諸施策を推進します。

2 湧水町の教育の基本目標

夢や希望を実現し、ともに未来を創る湧水の人づくり

夢や希望を実現し

現代は将来の予測が困難な時代であると言われ、子どもたちのみならず、町民一人一人が、それぞれの夢や希望をもち、その実現に向けて、意欲をもって挑戦できる環境を整えていくことは、ますます重要性を増すことが考えられます。今後一層の進展が予想される今日、夢や希望を実現するために、児童生徒はもちろん町民一人一人が規範意識、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、生命を大切にする心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手となる資質・能力を育んでいく必要があります。

ともに未来を創る湧水の人づくり

これからは、社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中にあっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要があります。そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の

創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していく必要があります。また、生まれ育った地域や我が国の自然や文化、スポーツとのふれあいや出会いを通して、豊かな心や感動する心、思いやる心等を培い、自己肯定感を醸成することが求められます。

変化を前向きに捉え、多様な人々と共生する中で自分らしさを發揮し、社会に貢献していく人材の育成が期待されています。

教育の「不易」の内容である豊かな人間性（個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体など）は、未来社会をたくましく生き抜くための土台になるものとして身に付けることが必要です。

そのため、町民一人一人が、生涯にわたって自己の資質を磨き、たくましく豊かな人生を送ることができるよう、いつでもどこでも学習することができる社会を実現し、心身両面の健康づくりに必要な文化・スポーツ活動の振興、郷土愛を育む伝統文化の継承、文化財を守り育てることや芸術に親しむことなどを通して、「ふるさとで生き・ふるさとに学び続ける人づくり」が期待されています。

3 湧水町の教育行政の基本構想

湧水町教育行政の基本構想

【基本目標】
「夢や希望を実現し、ともに未来を創る湧水の人づくり」

【基本方針】
「自他のかけがえのない命」を尊重し、生涯にわたって自己実現をめざし、ふるさとに学び、貢献できる主体的な人材の育成

- ・ 共に学び、自立する力と豊かでたくましい心身を育む教育
- ・ 人が輝き、心がふれあう、ふるさとづくり



【基本理念】：「授業で人が育つ」

- ◆ 主体的で、協働的な深い学びの授業づくり
- ◆ 「分かる、できる、楽しい」確かな授業づくり
- ◆ 自尊感情や自己有用感を醸成する、日常生活に生きて働く授業づくり



確かな学力

○基礎的・基本的な知識・技能	○協働的学習に主体的に取り組む意欲や態度
○ICT活用能力・情報モラル	○プレゼンテーション能力
○思考力・判断力・表現力	○コミュニケーション能力
○探究力、課題解決能力	

自立する力

○自己実現を目指す意欲・態度	○自己肯定感や自己有用感
○豊かな体験をとおした感動や達成感	○他の人を思いやる想像力
○協調性等の人間関係構築力（折り合うすべ、態度）	○自律心や規範意識

郷土愛

○ふるさとを愛し、誇りに思う心	○郷土の人・自然・文化にふれる体験
○郷土の文化継承への関心・意欲	○地域社会の課題に対する積極的な行動力
○公共の精神	○社会規範を尊重する意識や態度

【基本理念】「体験・活動で人が育つ」

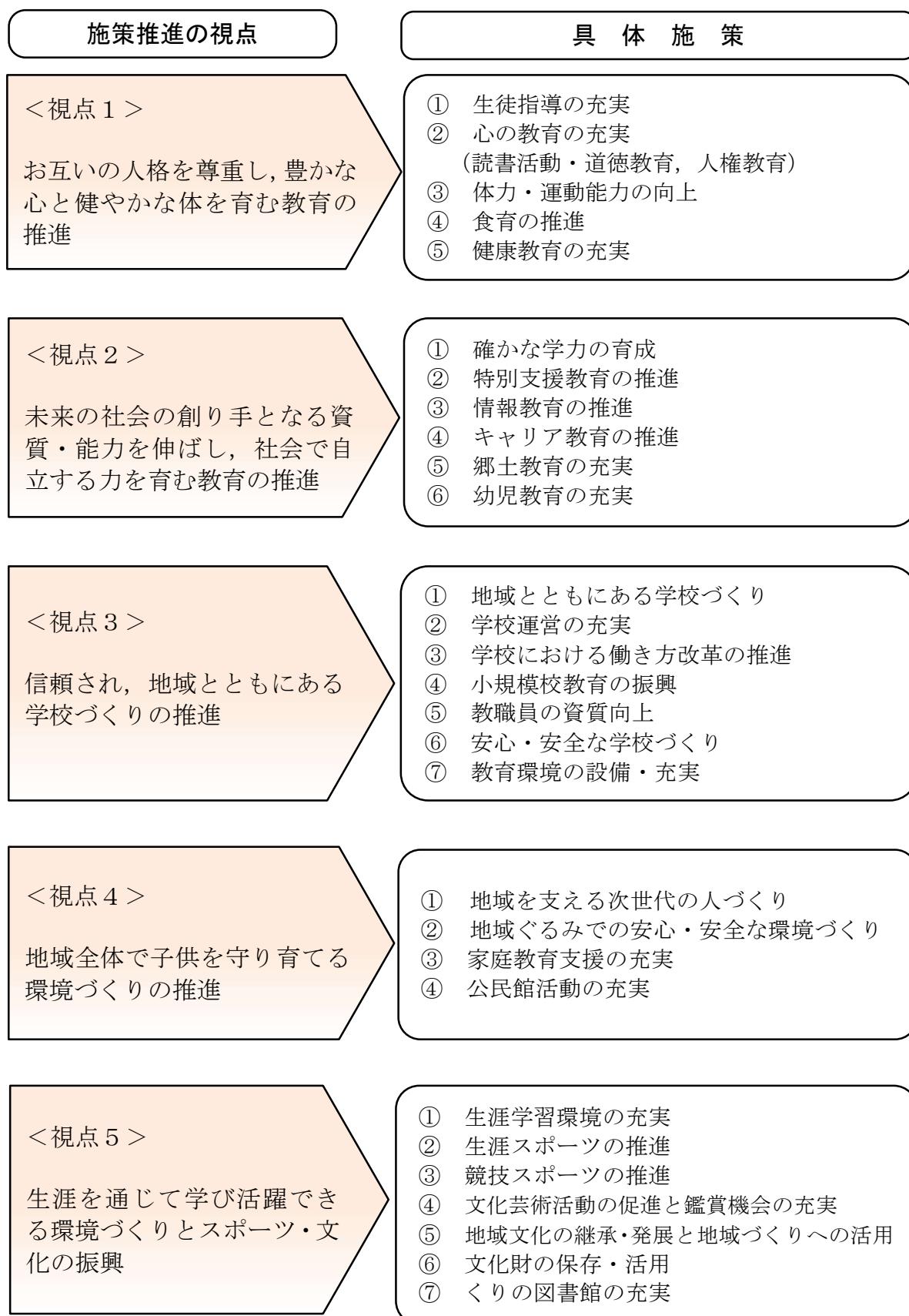
- ◆ ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもつ郷土愛の醸成
- ◆ 地域の豊かな自然・伝統文化とのふれあいを通した豊かな人間性の醸成
- ◆ 地域の教育素材や人材活用、諸感覚を通した体験活動による、たくましく生き抜く力を育成

【施策推進の視点】

学 校	地域社会
<視点1> お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	<視点2> 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
<視点3> 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	<視点4> 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進
<視点5> 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	

27

4 視点に沿った重点施策<図表>



5 具体的な施策の展開

(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

① 生徒指導の充実

【 施策の方向性 】

各学校では、集団の生活を通して社会の中で自分らしく、またウェルビーイングの社会を目指す構成者として生きることができる児童生徒が育つように、その成長・発達を促したり、支え、個々の自己実現を目指した生徒指導を行い、「魅力ある学校づくり」に努めます。

また、各学校では、意図的・計画的に、教科等指導をはじめ、「特別の教科道徳」や特別活動、総合的な学習の時間等を含め、あらゆる教育活動全体において努めます。

特に、いじめについては「子供であっても大人であっても絶対に許されるものではない」という毅然とした態度で「いつでも・どこでも・だれにでも起こりうる」という危機感をもって対応し、積極的ないじめの認知と未然防止に努めます。

不登校については、不登校になる要因は、社会情勢を踏まえ、様々であることをしっかりと教職員や保護者が理解し、早期発見・早期対応に努め、学校・家庭・地域及び関係機関との緊密な連携を継続するとともに、地域社会の教育力を生かし、小・中連携を通して9年間を見通した教育活動を展開に努めます。

【 施策 】

- 生徒指導上の課題について児童生徒理解に基づいた共通認識を図り、積極的な生徒指導体制を確立し、「チーム学校」として多様な問題行動等の未然防止に努めるため、全教職員が一致協力した指導を推進します。（生徒指導提要の熟読と十分な活用）
- いじめや不登校など、各学校の実態に即したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の更なる充実と利用促進に努めるとともに、健康増進課や長寿福祉課との連携を図り、家庭への支援体制の強化に努めます。
- SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するために、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラル教育の推進に努めます。

【 主な事業 】

- ・ 町生活指導研究協議会（年3回）、町校外生活指導連絡協議会（年3回）
- ・ いじめ問題対策委員会の開催（年1回）※必要に応じて実施

- ・ 町教育相談員及びスクールソーシャルワーカーによる来所、巡回、訪問相談
- ・ 県スクールカウンセラー配置事業の活用
- ・ 教育支援センター（適応指導教室）の有効活用
- ・ 情報モラル教育に関する研修等の実施
- ・ 町内全学校に「いじめ・不登校等防止チーム会議」設置（令和4年6月～）
- ・ 「いじめ防止啓発強調月間」（9月）の取組（令和4年9月～）

② 心の教育の充実（読書活動、道徳教育、人権教育）

【 施策の方向性 】

心の教育は、幼児期から小・中学校9年間を通して、その発達の段階に応じた働きかけにおいて、豊かな人間性の育成を目指して充実に努めます。

特に、読書を「豊かな心」「生きる力」の育成に重要な要素と捉え、幼児期の読み聞かせ、小・中学校の各教科における読書を活用した学習活動の取組に努めます。

また、道徳教育では、よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことを目標とし、答えが一つではない課題に向き合い、考え、議論する質の高い授業の更なる充実を図るとともに、教育活動全体を通じて児童生徒の道徳性の醸成に努めます。

人権教育では、人権尊重の理念に基づき「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」を目標とし、一人一人の児童生徒の発達段階に応じて、人権が尊重される社会づくりに向けた行動や態度につながる心の教育の充実に努めます。

【 施策 】

- 「第6次湧水町子ども読書活動推進計画」を策定し、不読率の低減、子供の視点に立った読書活動の推進、多様な子供たちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。
- 学校の実態を踏まえた道徳教育年間指導計画等の作成、実施と「考え、議論する道徳科」の充実を推進します。
- 人権尊重の視点に立った「チーム学校」づくり（人権が尊重される学習活動づくり・人間関係づくり・環境づくりへの組織的な取組）を推進します。
- 人権同和問題に対する正しい認識と理解を深め、同和教育をはじめとする人権教育に関する研修（講師等の招聘）の充実を推進します。
- 人権同和教育の具体的な指導目標の明確化と人権同和教育の視点に立った授業の充実に努め、学校の実態や児童生徒の発達段階に即した全教育活動を

通した人権同和教育を積極的に推進します。

- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができるよう、教職員の情報モラルの在り方、また性暴力を絶対に許さない組織つくりに向けた指導体制、指導内容、指導方法の在り方についてさらなる改善を図り、推進します。

【 主な事業 】

- ・ 町教科等部会（道徳教育部会）
- ・ 各学校における道徳年間指導計画（道徳授業一覧の作成）
- ・ 地区道徳教育研修会（各校担当者）
- ・ 町教科等部会（人権同和教育部会）
- ・ 町人権・同和教育研究会
- ・ 町人権教育講演会（7月）
- ・ 町人権同和教育推進協議会（年2回）
- ・ 町人権啓発推進会議
- ・ 各学校における「校内人権週間」の設定

③ 体力・運動能力の向上

【 施策の方向性 】

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成し、体力の向上を図ります。

また、体力テストの結果を生かすことにより、児童生徒の体力・運動能力向上、運動習慣の改善を図ります。

【 施策 】

- 体力向上全体計画・年間計画の改善を図るとともに、教職員や保護者に対して体力向上の必要性について理解を促し啓発に努めます。
- 児童生徒が楽しみながら積極的に運動やスポーツに取り組み、「運動習慣」を身に付ける環境の一層の充実を図ります。
- 小学校体育専科加配を令和7年度から幸田小学校に配置し、町内全小学校の教科体育の授業の充実に努めます。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を生かした体力つくりを推進します。

【 主な事業 】

- ・ 「みんなでチャレンジ 遊・友・湧水島」
- ・ 一校一運動の実践・継続から一人一運動への発展

- ・ 町小学校水泳記録会（令和7年度から記録持ち寄り）
- ・ 町小学校陸上記録会（10月）

④ 食育の推進

【 施策の方向性 】

全国学習状況調査によると朝食を毎日食べている児童生徒の割合は県や全国よりも下回っており、偏った栄養摂取や孤食等を含めて食習慣には、まだ課題があります。学校における食育を効果的に推進するために、学校と家庭や地域との連携を更に促進する必要があります。

児童生徒の望ましい食習慣の育成や食に関する知識・理解を深めるため、栄養教諭を中心として、学校教育活動全体を通した「食に関する指導」の充実を図るとともに、食物アレルギー等への適切な対応や指導の更なる充実に努めます。

多種多様で豊かな地場産物を活用した献立の工夫、食に関する指導を推進します。

【 施策 】

- 食生活の乱れ（偏った栄養摂取、朝食の欠食等）による生活習慣病の防止についての指導を促します。
- 各学校における食に関する指導（栄養バランスや食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化など食に関わる資質・能力の育成を図ります。
- 家庭や地域における食育の取組が推進されるよう、保護者等に対して、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等について積極的に働きかけ、啓発を図ります。
- 食物のアレルギー等への適切な対応（個々の情報収集）に努めます。

【 主な事業 】

- ・ 学校給食担当者会（年3回）
- ・ 学校給食運営委員会（年2回）
- ・ 食に関する地域人材の積極的な活用
- ・ 食習慣に関する実態調査を踏まえた指導
- ・ 交流給食
- ・ 湧水町防災の日に関連する給食
- ・ 学校給食費の無償化（令和6年1月～）

⑤ 健康教育の充実

【 施策の方向性 】

時代の変化とともに新たに生じる健康課題（食生活、感染症、アレルギー疾患等）への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健の充実を図っていきます。

児童生徒が食事についての正しい知識や、望ましい食生活を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。

また、児童生徒の基本的な生活習慣の確立を推進します。

令和元年度から実施している全小学校でのフッ化物洗口を健康増進課と連携し、今後は中学校までのフッ化物洗口の実施について検討します。

児童生徒の健康問題を早期に発見し対応するために、適切な健康観察の実施や養護教諭と学級担任が連携した健康相談に努めます。

【 施策 】

- 学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関と連携して保健教育・保健管理の充実に取り組むなど、学校保健活動を推進します。
- メンタルヘルスやアレルギー疾患、感染症など児童生徒の現代的な健康課題への対応について、学校・家庭・地域社会及び学校医などの関係機関との連携を図ります。
- 栄養教諭をはじめ、学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業等における具体的な指導方法や学校全体での食育の推進等に関する研修の充実を図ります。
- 中学校におけるフッ化物洗口の実施について検討します。

【 主な事業 】

- ・ 感染症予防のための情報収集と関係機関（健康増進課・学校医・学校保健会）との連携
- ・ 学校健診（成長曲線の活用推進）
- ・ 全小学校におけるフッ化物洗口の実施（中学校については今後検討）
- ・ 町学校保健会・家庭教育学級合同講演会（8月）

(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

① 確かな学力の育成

今後は、更に「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた日々の授業改善のさらなる充実に努めます。

今後さらに求められる資質・能力を理解し、「何のために学ぶのか」という学

習の意義を共有しながら、基本的な知識技能の習得や自身の考えを伝えていくための思考力・判断力・表現力等、また、自ら課題を見つけ主体的に粘り強く学習に取り組む態度等、バランスのよい「確かな学力」の育成に努めます。

また、急速に進むＩＣＴ等の学びへの活用は、教科等や児童生徒の個々の特性、「個別最適な学び」の充実に向け、さらなる効果的な活用に努めます。

【 施策 】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を通して「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」を柱に整理された資質・能力のバランスよい育成を推進します。
- 家庭学習の内容や進め方等について、児童生徒が自分で決めて、目標達成をめざす学習に取り組むことができるよう、学校と家庭が連携して「家庭学習マイゴールチャレンジ」を推進します。
- 「学びの羅針盤」を十分に活用した「学習者主体の授業」の実現を目指し、一律・一斉・一方向のみによる授業から脱却し、子供に委ねる場面とのバランスを踏まえた単元計画をデザインした「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進します。
- 授業充実のための3ポイント（明確なめあての提示、問題解決の場（学び合い）の工夫、まとめ・学習の振り返りの時間の確保）の確実な取組を推進します。
- 小・中学校におけるALT・SET加配による外国語教育をはじめ、算数科・体育科加配による学力及び体力向上の充実を推進します。
- 情報及び情報スキルの習得及び適切かつ効果的な活用を図り、自ら問題を発見・解決し、自分の考えを形成・伝達していくICT機器の利活用や「情報活用能力」の育成を推進します。

【 主な事業 】

- ・ 学力向上アクションプラン（P D C Aサイクル）
- ・ 町教育委員会学校訪問（5月～6月）
- ・ 町教務主任等研修会（年1回）、臨時の任用教員等研修会（年1回）
- ・ 町教科等部会の研修活動
- ・ 町学力向上推進会議（年1回）
- ・ 町教職員指導力向上研修会（7月）
- ・ ALT派遣による外国語教育
- ・ SET加配事業：小学校高学年専科加配（外国語活動）を幸田小学校に配置
- ・ 小学校高学年専科加配（算数科）を吉松小学校に配置

- ・ 小学校高学年専科加配（体育科）を幸田小学校に配置
- ・ 土曜授業（令和8年度は町内全小中学校で未実施）
- ・ I C T 機器を活用した指導のための教職員研修会
- ・ 「学習者主体の授業」実現プロジェクト実践校区の取組の継続

② 特別支援教育の推進

【 施策の方向性 】

特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害も含めて、全ての幼児・児童生徒への働きかけが実践されるものであり、「合理的配慮」や「学びの場の変更」、「関係機関との連携」等の充実を図り、このことを通して様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎づくりに努めます。

幼稚園・各学校では、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することを目的とし、一人一人の教育的ニーズを把握した上で、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援に努めます。

【 施策 】

- 障害のある幼児・児童生徒が障害の種類や程度、発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学前及び就学後における適正な就学指導を推進します。
- 就学、進学の移行期において「移行支援シート」や「個別の教育支援計画」を活用し、新たな学びの場での学校生活を円滑に進める取組を推進します。
- 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を共有し、特別支援教育の視点を取り入れた授業実践の展開を推進します。
- 特別支援教育に対する家庭や地域の理解・啓発を促進し、子供が地域で切れ目ない必要な支援を受けられる支援体制の整備を推進します。
- 通級指導教室（栗野小スマイル教室）における取組等を中心に、特別支援教育の視点（ユニバーサルデザイン・合理的配慮等）から通常の学級における学習指導法の工夫・改善を促します。
- 伊佐・湧水地区に特別支援学校の設置が決定し、伊佐市（旧大口南中学校跡地）に令和11年4月に開校予定。

【 主な事業 】

- ・ 通級指導教室（栗野小スマイル教室）における取組の支援及び周知
- ・ 町特別支援連携協議会（6月、9月）
- ・ 町教育支援委員会（6月、11月）
- ・ 町就学時健康診断及び教育相談

- ・町就学相談会（8月：2回）
- ・障害児等療育支援事業の計画的な活用
- ・特別支援教育総合推進事業（県立出水特別支援学校と連携）の効果的な活用

③ 情報教育の推進

【 施策の方向性 】

情報教育は、「情報活用の実践力」・「情報モラル教育」・「プログラミング教育」・「ＩＣＴ活用の推進」・「データ活用の推進」の5つの観点に整理され、児童生徒に情報活用能力のバランスのよい育成とともに、ＩＣＴ機器の活用法を含めた教職員の指導力の向上に努めます。

各学校では、教育方法の改善の一つのツールとしての利活用を図るとともに、基本的な情報スキルの習得及び利便性と危険性等を踏まえた情報モラルの育成について努めます。

また、発達の段階に応じ、小・中学校9年間を見通した情報活用能力を身に付けさせるための学習活動の工夫を図り、情報手段に慣れ親しませ、適切な活用の下で、学力の向上と児童生徒の個性伸長の実現に努めます。

【 施策 】

- 教育課程や指導計画の作成・実施にあたり、課題選択学習や方法選択学習等を積極的に導入し、学習方法の多様化、学習方法の複線化に努め、個別の学習の充実に努めます。
- 習熟度別指導や補充・発展的な指導、少人数指導、TT（チーム・ティーチング）指導等を積極的に取り入れ、「Society5.0（超スマート社会）」時代の人材の育成に向けたＩＣＴ機器の整備と活用の充実を推進します。
- 教育活動全体を通して情報モラルの必要性と個に応じた適切な指導を推進します。
- 児童生徒がプログラミングの基礎知識やスキルを学び、論理的思考力や問題解決能力の育成を推進します。
- ＩＣＴ利活用により、児童生徒の学習の個別最適化による支援等、分かる授業の充実を推進します。
- ＩＣＴを活用した教育の推進のために必要な体制を整備し、校務のデジタル化・校務DXなど、学校における働き方改革の実現に向けた取組を推進します。

【 主な事業 】

- ・ 町教科等部会（ＩＣＴ推進部会）
- ・ ＩＣＴ機器活用推進（学校教育・家庭教育における活用）
- ・ 全ての小・中学校におけるＩＣＴ機器活用指導・育成
(ＩＣＴ支援員によるサポート体制を継続し、授業支援、教員研修、環境整備、校務支援などの学校のニーズに応じたサポートを実施)
- ・ プログラミング教育に係る研修

④ キャリア教育の推進

【 施策の方向性 】

キャリア教育は、変化する社会の中で児童生徒が希望をもち、自己実現に向けて主体的に行動し、変化に対応していく力と態度を育みながら、自立的に自分の未来を切り拓いていくことができるよう、学校・地域・家庭が連携した取組に努めます。

各学校では、児童生徒に小・中学校9年間を通した意図的・計画的な教育活動の展開の工夫を図り、体験活動の充実や職業観・勤労観、進路選択等の能力等、一人一人の社会的・職業的自立に向けた必要な基盤となる能力や態度の育成に努めます。

【 施策 】

- 小学校から積極的に夢や希望に思いを膨らませる体験の充実を図るとともに、働くことの意義を理解させ、勤労意欲を高める学びの充実を推進します。
- 適切な進路情報の提供や啓発的体験学習、進路相談の充実を図ることにより、望ましい職業観や目的意識を育て、主体的な進路選択への取組を推進します。
- 進路指導に関しての小・中・高等学校との連携を一層強化し、学校・地域・家庭の全体で支える仕組つくりを推進します。（キャリア・パスポートの活用）

【 主な事業 】

- ・ 職場体験学習、勤労体験学習（各中学校で企画・運営）
- ・ 中学校説明会、高等学校説明会
- ・ 先輩方の体験談及びキャリア教育充実のための講演（各中学校）
- ・ 町小・中連携研修会（各中学校区 年2回）

⑤ 郷土教育の充実

【 施策の方向性 】

郷土教育は、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛すとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を目的とし、郷土「湧水町」を中心に、地域の文化財や伝統・芸能等に愛着をもって関わる行事や体験活動の充実に努めます。

各学校では、地域素材の教材化をはじめ、教育活動全体を通じて、地域の自然や社会施設・文化財、人材等を活用した郷土に根ざした学習を展開していきます。

また、これらの活動を通して、児童生徒が郷土への理解を深め、郷土愛を培い、郷土の発展に貢献しようとする実践的な態度の育成に努めます。

さらに、児童生徒が郷土を多面的・多角的に理解し、課題を解決しながら自己の形成につなげ、共生社会の中で生涯にわたりよりよい生き方を確立させていくためにも教職員の郷土に対する愛着を形成させる校内研修の充実に努めます。

【 施策 】

- 各学校における郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績・生き方を学ぶ活動、JR肥薩線を利用した郷土の教育素材に広く触れる活動の充実を推進します。
- 中学校における職場体験学習の一層の充実を図る中で、郷土の産業等に关心をもち、郷土理解を深める学習を推進します。
- 郷土の学習資源やふるさと名人等の人材活用を生かした学習機会を提供・充実を推進します。
- 郷土愛、郷土理解を基に、共生社会を生きる児童生徒が多面的・多角的に社会と関わり、よりよい生き方を切り拓く素地を培う学びの充実を推進します。

【 主な事業 】

- ・ 小学校社会科副読本「のびゆく湧水町」の改訂（4年に1回）
※次回は令和11年度改訂
- ・ 生活科、社会、理科、総合的な学習の時間における郷土素材の活用
- ・ 町教科等部会（社会科部会、理科部会等によるフィールドワーク）
- ・ 文化財関係諸団体との連携
- ・ 子ども会、地域のスポーツ少年団等の地域貢献活動
- ・ 地域学校協働活動との連携（地域人材、文化財、伝統行事等）
- ・ 子ども会、PTA活動との連携（地域清掃、地域行事への参加）

⑥ 幼児教育の充実

【 施策の方向性 】

幼児教育は、幼児期における心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児が生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達あるいは社会性を涵養してよりよく生きるために基礎の獲得に向けた取組に努めます。

幼稚園では、幼児期の発達の特性に照らして自発的な活動としての「遊び」を重要な学習として位置付け、組織的・計画的に環境を通した指導に努めます。

【 施策 】

- 少子化により園児が減少する傾向にあることを踏まえ、これからの中等教育の在り方について継続した検討を推進します。
- 幼稚園教育要領の趣旨や内容を踏まえ、地域の実態に即した教育課程を編成・実施し、指導の充実を推進します。
- 園舎・園庭の適切な環境構成と施設・設備の効果的な活用を推進します。
- 教職員の指導力の向上を図り、幼児一人一人の特性に応じた指導の充実を推進します。
- 家庭及び小学校等との連携を図り、一貫性のある教育を推進します。

【 主な事業 】

- ・ 町幼・保・こ・小連携研修会（年2回） ※「こ」は認定こども園
- ・ 町教育委員会幼稚園訪問（6月）
- ・ スタートカリキュラム、アプローチカリキュラムの理解と啓発
- ・ 特色を生かした教育活動
- ・ 特別支援教育につなぐ活動（適切な就学指導、療育から教育へ）
- ・ 医療的ケア児受入支援事業

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

① 地域とともにある学校づくり

【 施策の方向性 】

各学校では、学校運営や教育活動の改善・充実のために、地域住民や保護者が、学校運営基本方針の承認を行うなど一定の権限をもって学校運営に参画する合議制の機関である学校運営協議会を通して、地域住民等の学校運営への参画及び支援・協力を促進し、多面的に学校経営の進捗状況を把握しながら「地域とともにある学校づくり」を更に推進していくことが大切です。

そこで、各学校では、家庭の教育力、地域の人材や教育素材の活用など、地

域の教育力を生かしたり、中学校区ごとに小・中連携を深め、9年間を見通した教育活動を展開したりして信頼される学校づくりに努めます。

【 施策 】

- 各学校における学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校における学校評価の機能を生かした学校経営の充実についての指導・助言に努めます。
- 各学校の学校運営協議会への支援を行います。
- 児童生徒の学力や体力等の情報発信を促します。
- 特色ある学校づくり（一校一自慢）のための具体的な年間計画の作成を促します。
- 英語科の指導の充実を目指して、A L T ・ S E T 加配との共同授業の充実を図ります。
- 「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」を推進します。

【 主な事業 】

- ・ 学校運営協議会（各学校 年3回）
- ・ 町小・中学校合同音楽発表会（11月）
- ・ 芸術鑑賞会等の情報提供
- ・ 小・中連携研修会（各中学校区 年2回）
- ・ 「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」の取組（11月）
- ・ 「地域とともにある学校づくりの教育課程」の実施
- ・ 学校だよりやブログ、ホームページ等による情報発信

② 学校運営の充実

【 施策の方向性 】

各学校では、歴史と伝統、地域の実態を踏まえ、地域住民や保護者が参画した学校運営協議会で承認された学校経営方針の下、P D C Aサイクルによる学校評価の機能を生かした学校運営や教育活動の改善・充実が求められています。そのためには、管理職研修会や教務主任等研修会等、各種研修会の充実を図ることが大切です。

また、郷土素材や地域人材の活用等を積極的に推進し、郷土に根ざした「ふるさと教育」の実践化を図ったり、地域学校協働活動等を実施したりするなど積極的にマネジメントする姿勢が大切です。

【 施策 】

- 生涯学習の基盤を培うという観点に立って、学校の役割と各校の教育課題を明確にし、課題解決に向けた特色ある教育活動を展開するよう促します。
- 職員指導を充実し、教職員一人一人の資質の向上を図ることにより、校務分掌・校内組織を機能化・活性化させ、学校教育目標の具現化に努めるよう指導します。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、学校や地域の実態、児童生徒の特性等を考慮した創意ある教育活動を編成・実施するよう指導します。
- 郷土素材の活用や地域人材の活用等を積極的に推進し、郷土に根ざした「ふるさと教育」の実践化を図り、特色と風格を備えた、活力ある「地域とともににある学校づくり」に努めるよう助言します。
- 地域の人的・物的資源を活用し社会と協働して豊かな人間性を育てる支援をします。

【 主な事業 】

- ・ 町管理職研修会（7月）
- ・ 町教科等部会（各教科・領域、養護教諭部会、事務職員部会等）
- ・ 町担当者等研修会（教務、生徒指導、臨時の任用教員等）
- ・ 小・中連携研修会（各中学校区 年2回）

③ 学校における働き方改革の推進

【 施策の方向性 】

学校における働き方改革や業務改善につながる効率的かつ効果的な取組を検討・実施していくことや、学校の総業務量を意識しながら、改善・見直しを進めていくことなどにより業務量の削減を行い、教職員が限られた時間の中で、児童生徒と向き合う時間を確保し、最大限の教育効果を発揮できるような環境の整備に努めます。

全ての学校において、教職員の超過勤務の縮減に向けた取組が着実に進むよう、学校の管理職と連携し、教職員の勤務実態や業務の状況等をタイムリーに把握する中で、各学校の実態に応じた支援や取組を積極的に行っていく。教職員がタイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を実践できるような環境を整えます。

【 施策 】

- 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備します。
- 部活動指導に係る教職員の負担軽減を図ります。
- 学校における組織マネジメントの確立を推進します。

- 教員業務支援員やＩＣＴ支援員の活用など、支援スタッフの拡充を図ります。
- 教職員の働き方に対する意識の醸成を図ります。

【 主な事業 】

- ・ S E T 加配事業：小学校高学年専科加配（外国語活動）を幸田小学校に配置
- ・ 小学校高学年専科加配（算数科）を吉松小学校に配置
- ・ 小学校高学年専科加配（体育科）を幸田小学校に配置
- ・ 町管理職研修会（7月）
- ・ 教育業務支援員の配置（栗野小）令和7年度～
- ・ 勤務時間の適切な管理と指導

④ 小規模校教育の振興

【 施策の方向性 】

小規模校の良さを生かしながら、教育方法の改善を図り、学力の向上と児童の個性伸長を図ることが大切です。そのために、複式授業の指導法をはじめ教職員の指導力の向上を図る必要があります。

また、小規模校が合同で取り組む合同学習や小規模校と中規模校が取り組む交流学習などの教育活動を推進します。

【 施策 】

- 小規模校が合同で取り組む教育活動を推進します。
- 複式授業改善に生きるＩＣＴの活用を推進します。
- へき地・小規模校における合同学習や集合学習、複式・少人数指導の充実について指導・助言に努めます。
- 「山村留学制度」「特認校制度」を生かした児童数の確保に努めます。

【 主な事業 】

- ・ 町管理職研修会
- ・ 小・中連携研修会（年2回）
- ・ 小規模校合同学習及び小・中規模校交流学習の充実
- ・ へき地・小規模校教育に係る研究・実践への指導助言
- ・ 特認校制度及び山村留学制度（家族留学）の継続的運用

⑤ 教職員の資質向上

【 施策の方向性 】

教職員の資質向上では、教職員一人一人に教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量を身に付けることが求められ、教職員の経験年数に応じた研修（初任校研修や経験年次別研修等）や職能に応じた研修（教務主任等研修、管理職研修）などの充実に努めます。

また、教職員の働き方改革の工夫や取組を進め健康でゆとりある働き方への改善を図り、児童生徒と情熱・愛情をもって向き合い、常に資質向上を目指す中で、それぞれの良さや持ち味を発揮できるように努めます。

また、教職員としての自覚を高め、社会の問題となっている信用失墜行為（体罰・性暴力・交通違反等）の根絶について、常に自分ごととして捉え、全体に許さないという組織の同僚性の構築に努めます。

【 施策 】

- 町教育委員会主催の各種研修会の内容・運営の充実に努めます。
- 指導主事等による各学校の校内研修の支援・指導の充実を図ります。
- フレッシュ研修・パワーアップ研修・ベテラン研修（前期・後期）等、経験年数に応じた研修の充実に努めます。
※ ベテラン研修は教諭、栄養教諭、養護教諭が対象
- 校外における各種研修会への積極的な参加を促進します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習指導法の改善を推進します。
- I C T 活用、勤務体制や事務処理等の見直しによる教職員の働き方改革に努めます。

【 主な事業 】

- ・ 町管理職研修会（7月）
- ・ 町教科等部会（各教科・領域、養護教諭部会、事務職員部会等）
- ・ 町教職員指導力向上研修会
- ・ 町担当者等研修会（教務、生徒指導、臨時の任用教員等）
- ・ 小・中連携研修会（各中学校区 年2回）
- ・ フレッシュ研修（社会教育研修）・パワーアップ研修・ベテラン研修（前期・後期）
- ・ 効率的、合理的な勤務体制や事務処理の検討

⑥ 安心・安全な学校づくり

【 施策の方向性 】

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校・家庭・地域・関係機関が連

携し、児童生徒の安全を見守る取組を推進します。特に、登下校の安全については、「湧水町通学路交通安全プログラム」の下、充実を図ります。

年に一度は、教育委員会と学校等による危機管理講習会を開催し、学校の危機管理・安全対策の充実を図ります。

学校では、平成25年度に作成した学校安全計画の改善を図りながら、職員一體となった安全教育を推進します。

【 施策 】

- 登下校の安全確保のため小学1年生に防犯ブザーを配布します。
- 各学校で作成している安全マップや危機管理マニュアルの効果的な活用を促します。
- 児童生徒に対し、様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断を行い、臨機応変な行動がとれるような指導体制の充実に努めます。
- 「湧水町通学路交通安全プログラム」を継続し、活用を図ります。
- スクールバスの運転業務委託先の運転手不足が懸念される中、スクールバスを継続的に運行するため、将来的に運転手を会計年度任用職員として雇用するかを検討します。

【 主な事業 】

- ・ 学校・家庭・地域・関係機関等による見守り活動
- ・ 防災マップや危機管理マニュアルの効果的な活用
- ・ 「湧水町通学路交通安全プログラム」の継続実施（8月）
- ・ 交通安全教室（各学校で実施）
- ・ 防犯教室や避難訓練
- ・ 危機管理講習会（不審者対応訓練、災害対応訓練等）
- ・ スクールバス運行事業（幼稚園線、吉松線、轟・幸田線、老竹・上場線）

⑦ 教育環境の設備・充実

【 施策の方向性 】

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな心と健やかな体の育成のための教育環境としての役割を担っています。

また、地震や豪雨災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、施設の安全性の確保に努めます。

本町の学校施設の耐震化率は現在100%であり、施設の安全性は確保できています。非構造部材の耐震化は、法令に基づき安全点検等を実施し、異状が発見された場合は隨時改善を行います。

鉄筋コンクリート建築物の耐用年数とされる建築後47年以上経過した建物が9棟あり、30年以上経過した建物が18棟あります。これは幼稚園、小・中学校の全建物で半数以上を占めています。今後も、更に老朽化する建物が増加するため、建物の長寿命化などの対策を図ります。

【 施策 】

- 社会状況の変化と多様な学習活動に対応できる環境整備に努めます。
- 学校施設の機能改善、建物の長寿命化に努め、計画的な整備を推進します。
- 学校照明のLED化を推進します。

【 主な事業 】

- 安全面
 - ・ 経年劣化による外壁や窓の落下、鉄筋の腐食、コンクリート構造体の強度低下、ガス水道、電気の設備配管の劣化箇所等の改修工事
- 機能面
 - ・ 多様化する教育内容に適応する少人数教室やICT教育等の機能改善
 - ・ 老朽化したトイレ等の衛生面や利便性の改善
 - ・ バリアフリー化改修工事（段差解消とトイレの洋式化）
(令和6年度 轟小学校)
(令和7年度 栗野小学校、幸田小学校、上場小学校、吉松小学校)
(令和8年度 栗野中学校、吉松中学校)
 - ・ 学校ネットワーク管理保守
 - ・ 繙続的な感染症対策
 - ・ 学校照明のLED推進

(4) 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

① 地域を支える次世代の人づくり

【 施策の方向性 】

各地区全体的に人口減少に伴い、人材不足が課題となる中、地域で組織している団体等で、子供を守り育てる環境づくりの充実や、次世代の人づくりを推進するための研修・講演会及び地域間交流を行い、関係機関との連携を図り努めます。

また、心豊かな青少年の育成を図るとともに「ひとん子も我が子運動」の精神を町ぐるみで推進し、地域で青少年を見守る気風づくりに取り組みます。

【 施策 】

- ふるさとの教育的な伝統や風土を生かし、学校・家庭・地域が一体となって郷土に誇りと愛着を持った心豊かでたくましい子供の育成を推進します。
- 社会教育関係団体の育成・支援を推進します。
- 社会教育における人権教育を推進します。
- 青少年の地域社会での多様な体験活動や、ふれあい・交流活動の充実を推進します。
- 社会教育関係団体の指導者及びジュニア・リーダーの養成に努めるとともに、地域ぐるみによる青少年育成活動を推進します。

【 主な事業 】

- ・ 社会教育委員の会の開催（年2回）
- ・ 青少年育成部長会、子ども会理事会の開催（年2回）
- ・ チャレンジャー湧水っ子事業の開催（7月下旬～8月上旬）2泊3日
※隔年毎(南大隅町・湧水町)開催
- ・ ふるさと学寮の開催（9月上旬）2泊3日
- ・ 地区子ども会育成連絡協議会研修会参加
- ・ 町子ども会大会の支援
- ・ 地区子ども会大会、創作活動大会参加
- ・ 中学生交流大会事業の開催（8月）
- ・ 社会教育関係団体指導者等及びジュニア・リーダー研修会参加
- ・ P T Aリーダー研修会参加
- ・ 女性教育、高齢者教育リーダー研修会参加
- ・ 女性団体交流会事業の開催（年2回）
- ・ 青少年ふるさと美化活動の実施
- ・ 人権教育学習の支援
- ・ 町ウォークラリー大会・子ども会大会の実施（各地区輪番）
- ・ ふるさと教育活動（各地区）の実施・支援
- ・ 家庭の日（毎月第3日曜日）、青少年育成の日（毎月第3土曜日）の広報啓発

② 地域ぐるみでの安心・安全な環境づくり

【 施策の方向性 】

核家族化や少子化の進行、情報通信機器の発達、有害情報の氾濫など青少年を取り巻く環境が変化してきています。これらに対応するため学校・家庭・地域がより一層連携して地域や町ぐるみで青少年を見守り育む気風づくりに取り組みます。

【 施策 】

- 町子ども会育成連絡協議会や町P T A連絡協議会・町校外生活指導連絡協議会との連携・充実を図ります。
- 学校や関係機関等と連携し「ひと声添えたあいさつ運動」の推進と安心安全な環境づくりのため青色パトロール車による「愛の安全パトロール」を推進します。
- 学校・家庭・地域での適正な情報端末利用について啓発します。

【 主な事業 】

- ・ ひと声添えたあいさつ運動の実施（学期のスタート時期に実施）
- ・ 愛の安全パトロールの実施
- ・ 安心安全な情報端末利用の啓発

③ 家庭教育支援の充実

【 施策の方向性 】

家庭教育は、全ての教育活動の原点であり、基本的な生活習慣や規範意識、思いやりの心や感動する心など、豊かな人間性を育み、これから変化の激しい社会において、人間として生きていくための基礎的な資源や能力を育成する場であります。特に家庭教育に関する学習支援の充実に努めます。

核家族化、少子化、親の共働きにより、子育てに不安や悩みを抱えている保護者も増えてきています。家庭教育学級等の子育てに関する学習機会の充実を図り、保護者同士の相談や協力し合える環境を整えます。

【 施策 】

- 家庭教育に関する学習機会の充実及び家庭教育学級を支援します。
- 成人及び高齢者等の多様化している学習要求に応えるため、公民館講座等の充実を図ります。
- 児童生徒の家庭学習を促すため、学習意欲を高め、学習習慣を養う環境を支援します。

【 主な事業 】

- ・ 家庭教育学級連絡会の開催
- ・ 家庭教育講演会の開催
- ・ 保育園、認定こども園、幼稚園、各学校での家庭教育学級の開設
- ・ 家庭学習支援事業2教室（栗野・吉松）の開設

※令和7年度から小学3年生～中学3年生まで対象

④ 公民館活動の充実

【 施策の方向性 】

町民の多様な学習ニーズに応じ、「いつでも・どこでも・だれでも」学べる学習機会を提供するため、生涯学習拠点施設の中央公民館に公民館学級・講座を開設します。学級生の主体的な学習活動を推進し、学習意欲の向上が図られるとともに学びの成果を地域社会に生かす公民館学級が展開できるように支援します。

【 施策 】

- 学級生が主体的に学習活動に取り組み、誰もが参加しやすい公民館学級を開設します。
- 展示室や町民ホールを活用した公民館学級生の作品展示を定期的に行い、学習意欲の継続と向上を図ります。
- 学びの成果が適切に評価され、その成果が地域社会に生かされる活躍の場を創出します。

【 主な事業 】

- ・ 公民館学級・高齢者学級の開設
- ・ 公民館学級合同開講式の開催
- ・ 公民館運営審議会の開催
- ・ 地区公民館活動研究大会への参加
- ・ パソコン講座の開設

(5) 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

① 生涯学習環境の充実

【 施策の方向性 】

町民一人一人が生きがいをもち、潤いと活力ある地域社会を実現するため、生涯にわたり継続的に学習できる生涯学習社会の実現を図ります。

そのため、生涯学習推進体制の充実と、学習成果の評価と活用が地域社会に生かされる環境づくりを推進します。

【 施策 】

- 吉松・栗野中央公民館を拠点として、関係機関・団体との連携を図り、全町的な生涯学習を推進します。
- 指導者の養成に努め、人材の把握と積極的活用を推進します。
- 住民の学習意欲に応じて学習できるよう多様な学習機会の充実を推進します。
- 学習成果の評価と活用が地域社会に生かされる環境づくりを推進します。

- 国際交流協会との連携を図り、国際性豊かな人材の育成を推進します。

【 主な事業 】

- ・ 各種公民館学級の開催
- ・ 二十歳のつどいの開催（1月）
- ・ 地区生涯学習推進大会への参加
- ・ 町生涯学習推進大会の開催（3月）

② 生涯スポーツの推進

【 施策の方向性 】

生涯スポーツの日常化を図り、健康なまちづくりの実現に向けて、「いつでも・どこでも・だれでも」自発的に楽しめるスポーツ、コミュニティスポーツの充実を図ります。

また、地区公民館及び競技団体との連携により、町民相互の親睦と地域連帯意識の高揚を図ります。

【 施策 】

- コミュニティスポーツ（ニュースポーツ、レクリエーション活動）の普及に努めます。
- 町スポーツ推進委員をはじめ、町民のニーズに応じた指導ができる人材の養成・活用を推進します。
- 町民相互の親睦と連帯意識の高揚を図るため、子供から高齢者まで気軽に参加できる各種スポーツ大会を行います。
- スポーツに親しむ青少年を育成するため、青少年のスポーツ活動を推進します。
- スポーツ施設の利用及び学校体育施設開放事業を推進します。
- 湧水町B & G海洋センターの利用促進を図ります。
- 本町の自然豊かな地域資源を活用した健康づくりのため、全町民参加型のスポーツイベントを開催します。
- 中学校の部活動が学校単位での活動から、地域団体やスポーツクラブなどが主体となって活動する「地域クラブ」へと展開する取り組みを検討します。

【 主な事業 】

- ・ スポーツ推進委員会の開催
- ・ 九州、県、地区スポーツ推進委員研修会への参加
- ・ 地区体育部長会の開催
- ・ スポーツ少年団公認スタートコーチ養成講習会への参加要請

- ・ 町民スポーツ大会の開催
- ・ 全町民参加型のスポーツイベントの開催
- ・ 豊祭相撲大会の開催
- ・ B & G 地域海洋センター連絡協議会関連事業への参加
(令和8年度は南九州ブロック事務局)
- ・ 部活動地域移行検討委員会の開催（年2回）

③ 競技スポーツの推進

【 施策の方向性 】

競技団体等との連携を密にして、選手や指導者等の発掘・養成、支援に努め、指導体制の充実を図り、併せて施設の充実を図ります。

また、本町におけるカヌー競技の振興を図るため、大会の誘致やカヌー体験等の普及活動を推進します。

【 施策 】

- 各競技団体と連携し、指導者講習会を実施し、指導体制の充実を図ります。
- 競技力向上のため、各種大会への選手派遣及び施設の整備・充実を図ります。
- 青少年全国大会等への出場を支援します。
- カヌー体験等の実施を行い、町民へのカヌー普及を推進し、関係団体と連携を図り、全国・九州大会の誘致に取り組みます。

【 主な事業 】

- ・ 始良地区スポーツ大会、県民スポーツ大会への参加の推進
- ・ 県地区対抗女子駅伝競走大会選手派遣
- ・ 県下一周駅伝競走大会選手派遣
- ・ 青少年体育大会出場費補助金
- ・ カヌー体験教室（6月）及びカヌー川下り体験会（8月）の開催

④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実

【 施策の方向性 】

町文化協会との連携を強化して町民の芸術活動・創作活動を促進するとともに、既存施設の有効利用を図り、秋まつり文化祭等において活動発表の場を確保します。また、優れた芸術作品に触れる機会や文化交流活動の促進に努めます。

【 施策 】

- 町民主体の文化協会の拡充を図ります。
- 町民が主体的に関わる秋まつり文化祭を推進し、文化活動の意欲向上を図ります。
- 優れた舞台や芸術作品に触れる機会の拡充に努めます。
- 霧島アートの森と連携して、文化交流活動を促進します。
- 学校や文化協会等と連携し、地域が支える児童生徒の文化活動を支援します。

【 主な事業 】

- ・ 秋まつり文化祭の開催及び文化協会による舞台芸能祭の開催支援
- ・ 芸術鑑賞事業等の支援
- ・ 文化交流活動の実施

⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用

【 施策の方向性 】

郷土芸能・伝統行事の保存・継承活動は、郷土愛や地域の活性化が培われるふるさとの文化的財産として再認識し、過疎化・高齢化が進行している現状を踏まえ、地区公民館や町文化協会・保存会などあらゆる関係機関・団体等と連携を図りながら課題を解決し、後世へ継承していきます。

【 施策 】

- 郷土芸能の継承課題解決に向けて、郷土芸能部会の機能充実を図ります。
- 地区公民館等と連携を図り、歳時の伝統行事の継承に努めます。
- 学校と連携した青少年に対する継承活動の支援に努めます。

【 主な事業 】

- ・ 郷土芸能部会の開催（5月）
- ・ 文化祭等文化イベントでの発表機会の提供
- ・ 保存会等による自主活動の奨励援助

⑥ 文化財の保存・活用

【 施策の方向性 】

文化財は、郷土の歴史を知ることのできる貴重な歴史遺産であることから、適切な保存・管理に努め、また、積極的な活用を推進することで、町民の郷土愛の向上を図り、心豊かな人づくりにつなげます。

【 施策 】

- 子ども会活動や地区公民館活動等において、郷土の自然や歴史を学習する機会の拡充に努めます。
- 情報社会に即して文化財を公開します。
- 広報活動等の実施により、郷土資料館の活用を図ります。
- 町文化財保護審議会等と連携して、若い世代の文化財に対する意識高揚に努めます。
- 適切な文化財の保存に努めながら周辺整備を行い、地域資源・観光資源としての活用を推進します。
- 郷土誌編さんに向けて計画・実施します。
- 所有者等の文化財保護活動を支援します。

【 主な事業 】

- ・ 町文化財保護審議会の開催（年2回）
- ・ 歴史学習会の開催（各学校毎）
- ・ 町ホームページでの文化財資料の公開
- ・ 史跡周辺等整備事業
- ・ 郷土誌編さんの計画
- ・ SNS等を活用した文化財等の情報発信
- ・ 文化財防火データーパトロール（1月26日）
- ・ 文化財点検（毎月）の実施
- ・ 文化財説明板の設置

⑦ くりの図書館の充実

【 施策の方向性 】

住民の読書の意欲に応え、問題解決の場となるように、図書館資料の充実、図書館サービスの向上、図書館機能の充実を図ります。

「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」に基づき、不読率の低減、子供の視点に立った読書活動の推進、多様な子供たちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。

また、乳幼児期から高校生まで発達段階に応じた本の紹介及び「本がひらくわたしの未来」をキャッチフレーズに、1日20分読書運動を支援します。

【 施策 】

- 利用者の学びと課題解決の支援となるよう資料の充実を図ります。
- 人材育成等により、図書館サービスの向上を図ります。
- 魅力ある事業の実施や情報発信により、読書活動及びくりの図書館利用の促進を図ります。
- 学校等と連携した読書活動の支援等を行います。

- 利便性が高く、利用者にとって利用しやすい環境づくりに努めます。（移動図書館の検討）
- 未利用者の方々への利用拡充

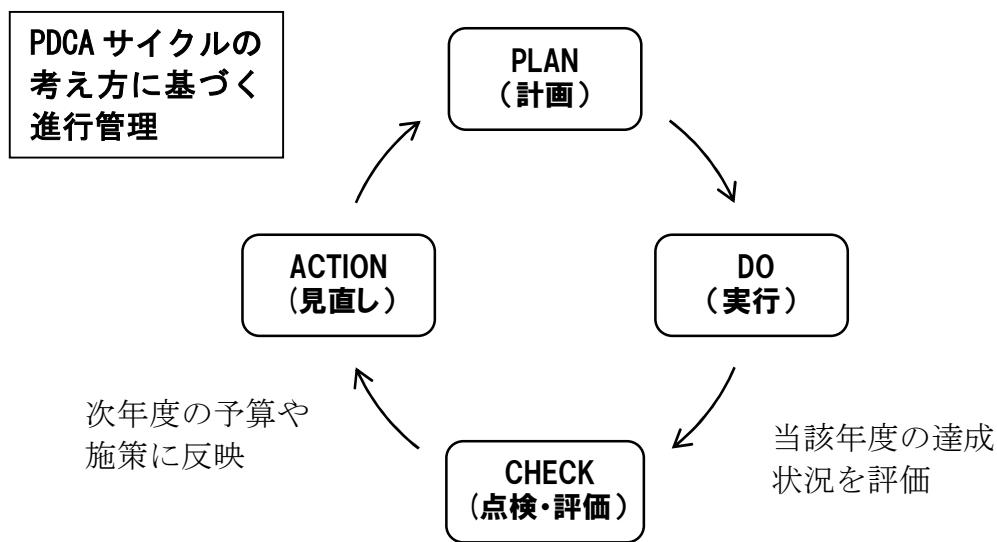
【 主な事業 】

- ・ 図書館資料の計画的整備（購入）
- ・ スキルアップ研修会及び各種図書館研修会への参加
- ・ 「としょかんまつり」や作家講演会等の開催
- ・ 町内広報誌やホームページ等による情報発信
- ・ 学校等への団体貸出の充実
- ・ 児童（生徒）選書会等の実施
- ・ 図書館システムの更新（次回は令和 11 年度に更新予定）

第4章 計画の進行管理と改善

1 計画の推進に向けて

計画的な進行管理に当たっては、PDCAサイクルに沿って行います。計画内容に沿って事業を推進する中で、事業評価の実施を通じて毎年度の進捗について関係各課にて点検を行います。そして実施された事業評価ごとに改善に向けた検討を行い、評価の結果を次年度以降の施策の改善等に生かすよう努めます。



2 内部評価による進行管理

本町教育委員会では、教育総務課、生涯学習課、くりの図書館、吉松幼稚園でそれぞれに年度末に委員会内部の評価を行います。その後「成果と課題」をまとめ、次年度の計画を立てていくことになります。

3 外部評価による進行管理

<事務事業評価委員による外部評価>

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックを行い、施策に反映していくことが不可欠です。

本町では平成19年度末から3名の学識経験者による外部評価委員会（事務事業評価委員会）を毎年開催し、その評価を町のホームページで公表しています。

< 用語の定義 >

【あ行】

IoT

Internet of Things の略。これまで、主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続してインターネットに、産業用品、自動車や家電製品まで様々なものをつなげる技術。

ICT

Information and Communication Technologyの略。児童生徒の情報活用能力の育成を図るために情報機器を活用した指導方法の工夫改善を図る。一般には情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。

ICT支援員

学校における教員のICT活用（例えば授業、校務、教員研修等の場面）をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う支援員

移行支援シート

就学等にあたり、児童生徒の情報をまとめ、焦点化し、就学前の支援機関から就学後の支援機関へ引き継ぎ、受入等の準備を進めるために活用するシートのこと。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

AI

人工知能（Artificial intelligence）の略。コンピューターがデータを分析し、知識を基に、新しい結論を得たり、判断、最適化提案、課題解決や学習を行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

【か行】

外部評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、公表することになっている。

本町教育委員会では、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図る」ため、学識経験者、保護者、関係団体で構成する「湧水町教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会」を設置し、教育委員会の事務の管理・執行状況について、毎年点検及び評価を実施している。併せて、その評価を町のホームページで公表している。

この点検及び評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善（P D C Aサイクルの確立）を図りながら、教育環境を整備・充実する。

学習指導要領

文部科学省が告示する教育課程の基準であり、学校教育法施行規則（昭和28年政令第340号）の規定を根拠に定めたもの。おおむね10年に1度改訂される。

鹿児島学力・学習状況調査

鹿児島県教育委員会が本県の小・中学生が基礎学力（社会生活を営む上で最低限必要な知識や技能等）を、確実に付けているかどうか調べるために実施する調査のこと。調査は、小学校第5学年と中学校第1、2学年の全児童生徒を対象に小学校が国語、社会、算数、理科、中学校が国語、社会、数学、理科、英語で実施される。

学校安全計画

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条に基づいて、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項に関して学校が策定する計画をいう。

学校運営協議会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会が学校に設置する機関。保護者代表や地域住民などで構成され、学校運営やその支援について協議・参画することで、地域と学校が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざすものである。

キャリア教育

一人一人の将来の社会的・職業的自立に向けて、基盤となる必要な能力や態度を育てる教育のこと。

キャリア・パスポート

学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、児童・生徒が活動を記録し蓄積する教材等のこと。

教育デジタルトランスフォーメーション (DX)

データやデジタル技術を活用した教育を行うことで、学習のあり方や教育手法、教職員の業務など、学校教育のあらゆる面において変革を行うこと。

校務支援システム

教職員の業務を効率化・合理化するために、成績処理、出欠管理、保健管理、学籍管理などの多様な校務を電子化して一元管理するシステムのこと。

合理的配慮

障害のある人が社会生活で抱える障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

個別最適な学び

子供たち一人ひとりの特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」と、子供たちの興味・関心等に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身の学習が最適になるよう調整する「学習の個性化」を、学習者の視点から整理した概念。障害のある人が社会生活で抱える障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

【さ行】

CBT

Computer Based Testing の略で、コンピュータ上で実施する試験のこと。

自己肯定感

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する語。

習熟度別指導

児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童生徒の実態によって、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法や体制のこと。

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領に位置付けられている、児童・生徒に必要な資質・能力を育むために、学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点。

情報活用リテラシー

情報（information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、自己の目的に適合するように情報を活用できる能力のこと。情報を主体的に選択、収集、活用、編集、発信する能力とともに、情報機器を使って論理的に考える能力も含まれている。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うために必要な考え方や態度のこと。

食育

生きる上で基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールカウンセラー

教育機関において、児童・生徒の不登校や、校内外での様々な問題行動の対応に当たって、高度なカウンセリング等の専門的知識をもって、心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境である家族、友人、学校、地域等に働き掛け、関係機関と連携をとりながら福祉的なアプローチによって支援する専門職のこと。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童・生徒の体力の状況を把握・分析するために実施する調査。小学校5年生、中学校2年生を対象としている。

全国学力・学習状況調査

全国の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証することを目的に文部科学省が毎年行っている調査。小学校6年生、中学校3年生を対象としている。

【た行】

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

タブレット端末

直接、液晶ディスプレイをタッチして操作することができる平板状の持ち運び可能な端末のこと。

超スマート社会（Society5.0時代）

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

チーム・ティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力しながら指導計画を立て、指導する形態のこと。単に同じ場所に複数の教員が配置されているということではなく、目標達成を目指すチームの一員として、教員の一人一人が特性を最大限に生かした指導体制のこと。

特別支援教育支援員

学校生活を送る上で障害を持ち、日常的に配慮を要する児童生徒に対し、生活上の介助、学習活動上の支援等を行うとともに、当該学校及び学級の運営を円滑に行うために配置する町費の臨時職員のこと。

特認校制度

湧水町内に住所を有するもので、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした学習を希望する児童に対して、特別に転入学を許可する制度。

【は行】

ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、IoT（Internet of Things）の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータなど、様々な性格を持った、様々な種類のデータ群のこと。

プログラミング教育

プログラミングの体験を通して、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力（プログラミング的思考）や情報活用能力を育成することを目的とした教育。

ポータルサイト

Webページにアクセスする際、最初に訪問するホームページのこと。ポータルサイトのポータルは、玄関、入口という意味の単語。

【や行】

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無、能力などの違いに関わらず、すべての児童生徒が公平に学習できる「教育の環境」をデザインすること。

【ら行】

ロボティクス

ロボットの設計、製作、制御などを行う「ロボット工学」全般を指し、機械工学、電気工学、情報工学などの知識を統合した学問のこと。

湧水町民歌

1 栗野の峰に 抱かれて
湧く水清き ふるさとよ
まばゆく香る エドヒガン
心潤す 湯の煙
人と自然が かがやいて
幸せつくる 湧水町

2 潑音優しき 川内に
みんなの夢を 映しだす
豊かに実る 棚田の穂
命讃える 太鼓の音
人と自然が ときめいて
笑顔もはずむ 湧水町

3 遥かな歴史 糧として
人和し歩む 愛の郷
浪漫漂う 松尾城
若い力で 咲く文化
人と自然が 交わって
未来そだてる 湧水町

第4期 湧水町教育振興基本計画

令和8年度～令和12年度

令和8年 月策定

●編集／発行

湧水町教育委員会

〒899-6192 湧水町中津川603番地

電話（代）0995-75-2142

FAX 0995-75-2456

